

諸外国の付加価値税の実施状況

(1999年3月現在)

●OECD諸国	●アジア	●中南米	●アフリカ	●その他
・フィンランド (1964. 1)	・イスラエル (1976. 7)	・ブラジル (1967. 1)	・コートジボアール (1960. 1)	・エストニア (1992. 1)
・デンマーク (1967. 7)	・インドネシア (1985. 4)	・ウルグアイ (1968. 1)	・セネガル (1961. 3)	・ロシア (1992. 1)
・フランス (1968. 1)	・台湾 (1986. 4)	・エクアドル (1970. 7)	・マダガスカル (1969. 1)	・ベラルーシ (1992. 1)
・ドイツ (1968. 1)	・フィリピン (1988. 1)	・ボリビア (1973. 10)	・モロッコ (1986. 4)	・ウクライナ (1992. 1)
・オランダ (1969. 1)	・パキスタン (1990. 11)	・アルゼンチン (1975. 1)	・ニジェール (1986. 1)	・ラトビア (1992. 1)
・スウェーデン (1969. 1)	・バングラデシュ (1991. 7)	・コロンビア (1975. 1)	・チュニジア (1988. 7)	・モルドバ (1992. 1)
・ルクセンブルク (1970. 1)	・タイ (1992. 1)	・ニカラグア (1975. 1)	・マラウィ (1989. 5)	・フィジー (1992. 7)
・ノルウェー (1970. 1)	・ウズベキスタン (1992. 1)	・コスタリカ (1975. 1)	・ケニア (1990. 1)	・スロバキア (1993. 1)
・ベルギー (1971. 1)	・アゼルバイジャン (1992. 1)	・チリ (1975. 3)	・マリ (1991. 1)	・ルーマニア (1993. 7)
・アイルランド (1972. 11)	・トルクメニスタン (1992. 1)	・ホンジュラス (1976. 1)	・ベナン (1991. 5)	・西サモア (1994. 1)
・オーストリア (1973. 1)	・キルギス (1992. 1)	・ペルー (1976. 7)	・エジプト (1991. 7)	・ブルガリア (1994. 4)
・イタリア (1973. 1)	・アルメニア (1992. 1)	・パナマ (1977. 3)	・南アフリカ (1991. 9)	・リトアニア (1994. 5)
・イギリス (1973. 4)	・カザフスタン (1992. 1)	・ハイチ (1982. 11)	・アルジェリア (1992. 4)	・マルタ (1995. 1)
・韓国 (1977. 7)	・タジキスタン (1992. 1)	・グアテマラ (1983. 8)	・ブルキナファソ (1993. 1)	・アルバニア (1996. 7)
・メキシコ (1980. 1)	・キプロス (1992. 7)	・ドミニカ共和国 (1983. 1)	・モーリタニア (1995. 1)	・クロアチア (1998. 1)
・トルコ (1985. 1)	・グルジア (1993. 3)	・グレナダ (1987. 1)	・ガーナ (1995. 3)	・バハマ・ニュー・ギニア (1999. 7) ※
・ポルトガル (1986. 1)	・モンゴル (1993. 5)	・トリニダード・トバゴ (1990. 1)	・ガボン (1995. 4)	・スロベニア (1999. 7) ※
・スペイン (1986. 1)	・中国 (1994. 1)	・ジャマイカ (1991. 10)	・ザンビア (1995. 7)	
・ニュージーランド (1986. 5)	・シンガポール (1994. 4)	・エルサルバドル (1992. 9)	・トーゴ (1995. 7)	
・ギリシア (1987. 1)	・スリランカ (1997. 10)	・パラグアイ (1993. 7)	・ギニア (1996. 7)	
・ハンガリー (1988. 1)	・カンボジア (1999. 1)	・ベネズエラ (1993. 10)	・ウガンダ (1996. 7)	
・日本 (1989. 4)	・ベトナム (1999. 1)	・ペリウ (1996. 4)	・コンゴ (1997. 1)	
・アイスランド (1990. 1)		・パレバトス (1997. 1)	・タンザニア (1998. 1)	
・カナダ (1991. 1)			・カメルーン (1999. 1)	
・チェコ (1993. 1)			・ジンバブエ (2000.) ※	
・ポーランド (1993. 7)				
・スイス (1995. 1)				
・オーストラリア (2000. 7) ※				

99. 3現在の導入国数 111国/192国
(「地域」である台湾を含む)
(※ 99. 3現在の実施予定国、時期)

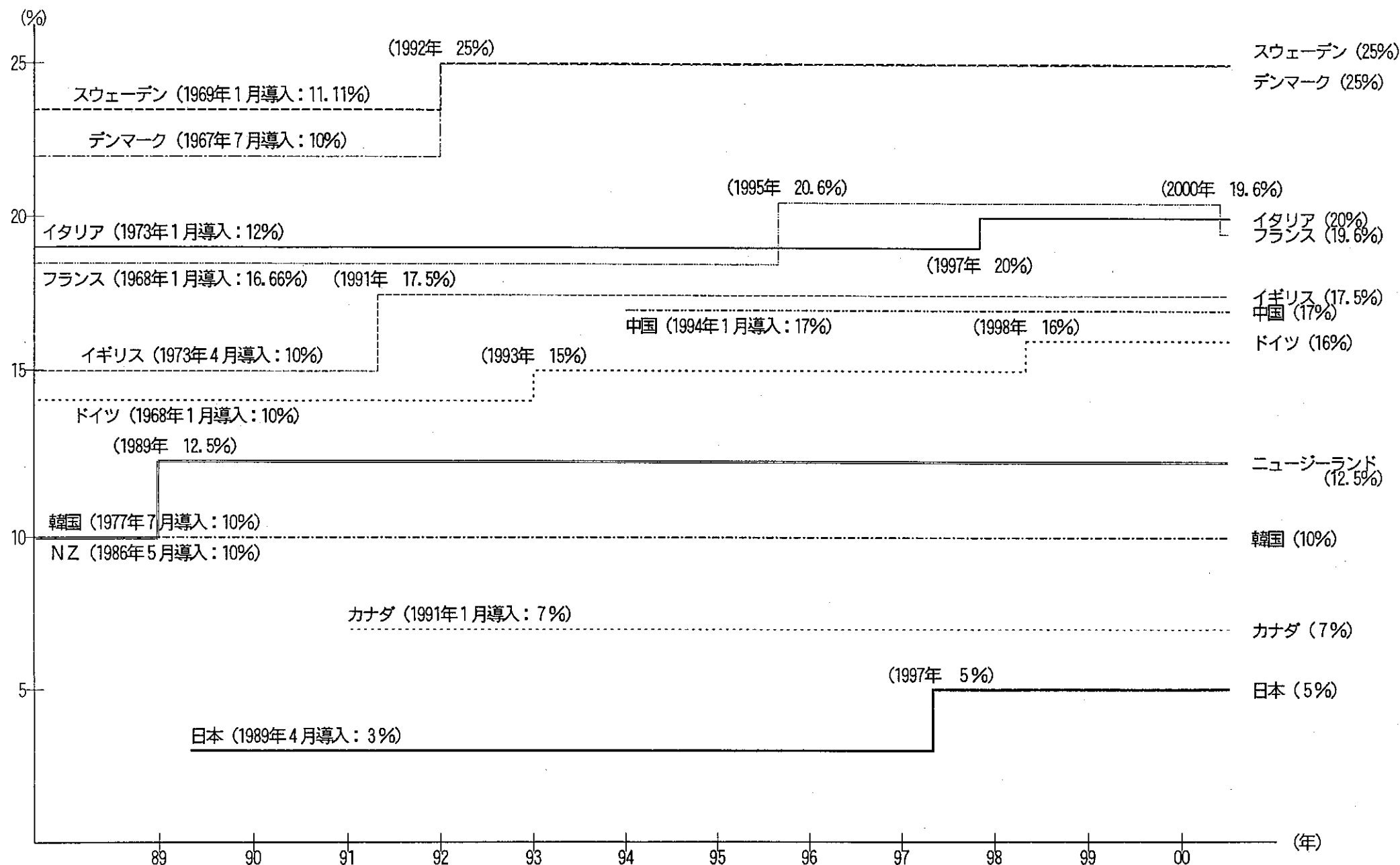
(注) OECD加盟国中、アメリカは付加価値税を実施していないが州、郡、市により小売売上税を実施している。

(備考) 1. () 内は、付加価値税の導入年月日である。

2. 資料出所：IMF資料

諸外国における付加価値税の標準税率の推移

(2000年4月現在)



収入階級別税負担率（平成9年分：1か月当たり）

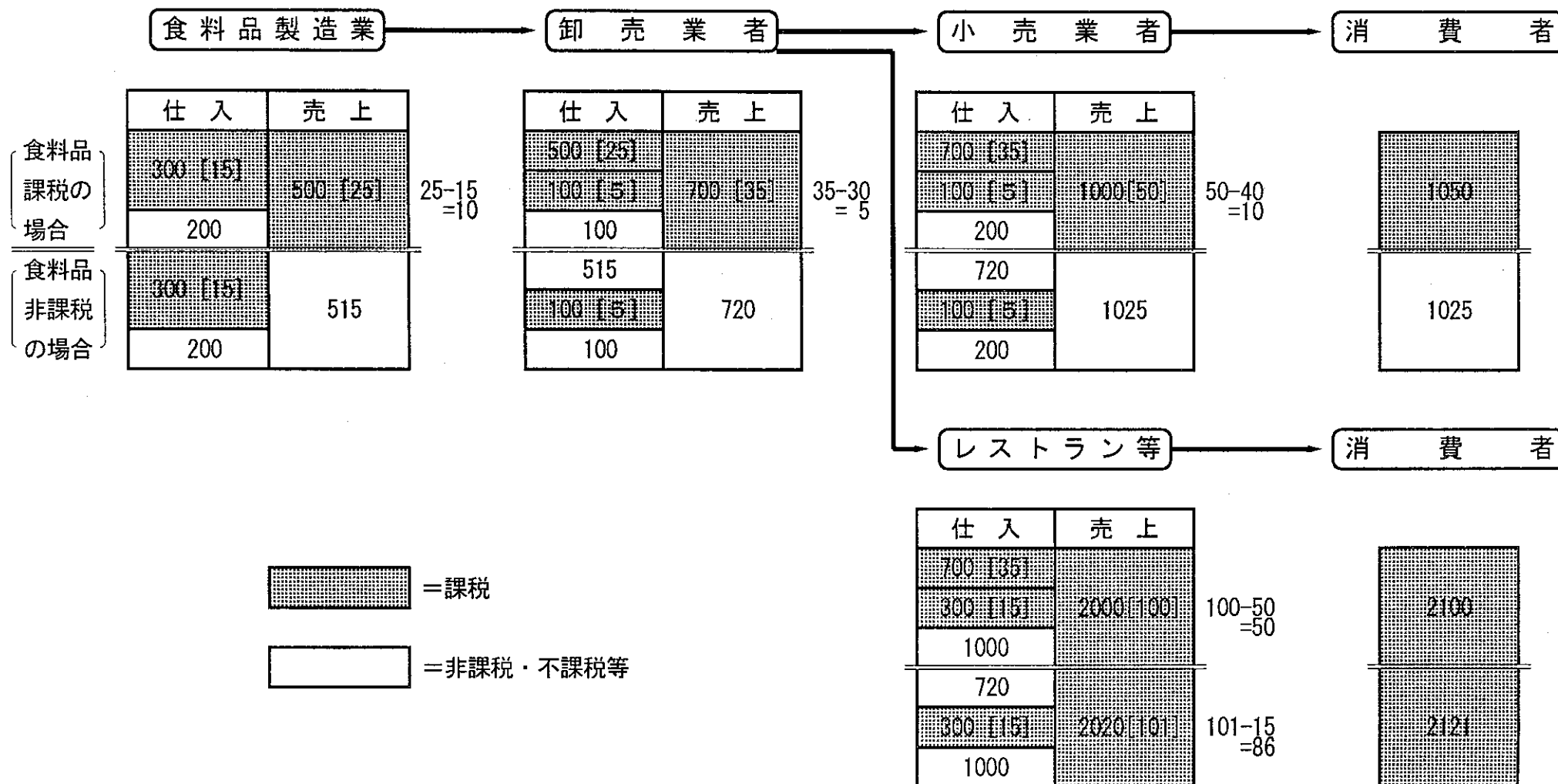
（単位：円、％）

収入階級別		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X
実収入		294,199	376,972	424,663	474,382	533,236	584,048	646,045	729,572	823,191	1,054,078
消費支出		221,485	252,432	286,323	301,426	334,776	365,126	397,867	426,263	473,302	547,036
間 接 税	消費税 (消費支出に対する負担割合)	2.4 (3.2)	2.2 (3.3)	2.3 (3.4)	2.2 (3.4)	2.2 (3.4)	2.2 (3.5)	2.2 (3.5)	2.0 (3.5)	2.0 (3.5)	1.8 (3.5)
	揮発油税等	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2
	酒税	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	たばこ税	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
	自動車重量税等	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1
	間接税計	3.6	3.4	3.4	3.2	3.1	3.1	3.0	2.8	2.7	2.4
直 接 税	所得税	1.6	2.2	2.7	2.9	3.3	3.8	4.3	4.9	5.6	7.5
	住民税	0.9	1.2	1.4	1.8	2.2	2.5	2.9	3.2	3.8	5.0
	固定資産税等	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.2	1.1
	直接税計	3.1	4.1	4.9	5.5	6.4	7.1	8.1	9.1	10.6	13.6
合 計		6.8	7.5	8.3	8.7	9.4	10.2	11.1	11.9	13.3	16.0

（備 考） 総務庁統計局の家計調査を基礎として、1か月当たりの税負担割合を推計したものである。

食料品の各流通段階における課税・非課税取引の比較

- 仮に、食料品の譲渡に係る消費税を非課税とした場合でも、製造・流通段階における各事業者は、機材や運送費などの仕入れに係る消費税額をコストとして価格に転嫁するので、食料品の価格が完全に5%分下がるわけではない。
- レストラン等の飲食サービス（主要国でも標準税率で課税されている）の場合には、食料品の仕入額の中に溶け込んでいる消費税負担額を含めた価格に消費税が課税され、いわゆる課税の累積が生じるため、食料品が課税の場合よりかえって値段が高くなる場合がある。



主要国の付加価値税における非課税、税率構造の概要

(2000年4月現在)

国名		フランス	ドイツ	イギリス	EC第6次指令
施行		1968年	1968年	1973年	1977年
非課税 (注)		土地の譲渡（建築用地を除く。ただし、個人が取得する住宅建築用地は非課税。）・賃貸、中古建物の譲渡（不動産業者の譲渡を除く。）、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡（建築用地を除く。）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等
税率	標準税率	19.6%	16%	17.5%	15%以上
	軽減税率	食料品、水、雑誌、書籍、国内旅客輸送、肥料等……………5.5% 新聞、医薬品等…2.1%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等……………7%	家庭用燃料及び電力等……………5%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等……………5%以上 (2本以下)
	増徴税率	なし	なし	なし	なし
	ゼロ税率	なし	なし	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築等	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

- (注) 1. 各国とも建物の譲渡に請負工事は含まない。
2. EC第6次指令、フランスでは、建物の譲渡、建築用地の譲渡（フランスにおいては個人が取得する住宅用を除く）とも課税。
ドイツ、イギリスで建物の譲渡が非課税となっているのは、土地・建物を一体のものとして取引する慣行があるので、土地の非課税の影響を受けているもの。

食料品に対する付加価値税の課税関係（未定稿）

（2000年4月現在）

	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
標準税率	19.6%	16%	17.5%
食料品 （原則）	軽減税率（5.5%）	標準税率（16%）	ゼロ税率
（例外）	標準税率（19.6%）が適用される品目を限定列举 ・アルコール飲料 ・砂糖菓子 ・チョコレート、チョコレート又はカカオを含む製品（一部を除く） ・マーガリン及び植物性油脂 ・キャビア ・レストラン、ホテルなどで販売され、その場で消費がなされるもの	軽減税率（7%）が適用される品目を限定列举 ・一定の生きた動物（家畜用の牛、豚等） ・肉類、魚類（観賞用魚を除く）、甲殻類、軟体動物（ロスター、牡蠣、エスカルゴを除く） ・牛乳及び乳製品、卵等、天然はちみつ ・飼牛、飼鶏の胃腸等 ・生きた植物及び根菜 ・果実、野菜（果汁及び野菜汁を除く） ・コーヒー、茶、マテ茶、香辛料 ・穀物、澱粉、パン、菓子類、果実粉等 ・動物性及び植物性の食用油脂で加工されているラード、マーガリン等 ・砂糖、菓子類 ・ココア含有の調整食料品 ・食塩（水溶液としたものは除く） ・食酢 ・水道水 ・牛乳を75%以上含む乳飲料 等	標準税率（17.5%）が適用される品目を限定列举 ・施設を設けて食事をさせ又は温かい持ち帰り用食品を供給すること ・アイスクリーム、ヨーグルト類 ・ケーキ又はビスケットを除く菓子類 ・アルコール飲料 ・フルーツジュース及び瓶詰め水を含むその他の製造飲料、シロップ、粉末類 ・ポテト菓子等の袋詰め商品 ・家庭用調理補助食品（調味料、ビタミン剤など） （注）上記標準税率適用品目から除外される品目（ゼロ税率適用品目） ・冷凍され、直接消費に適さないヨーグルト ・干したさくらんぼ ・砂糖づけの種皮 ・紅茶、マテ茶、緑茶等 ・ココア、コーヒー、チコリー等 ・「食用肉、酵母、卵又はミルク」の加工製品等

（注）EC指令では標準税率を15%以上とし、軽減税率は1本または2本設けることができるが、税率は5%以上とするよう定めている。

なお、ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

イギリスにおける非課税、軽減税率等による税収への影響

(1998年度)

(参考)

		減収額（推計）	消費支出に占める割合
標準税率 (17.5%)			56%
軽減税率 (5%)	家庭用燃料及び電力	減収額（推計） 18億ポンド(3,240億円)	3%
ゼロ税率	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客運送、医薬品、居住用建物の建築等	減収額（推計） 181億ポンド(32,580億円)	14%
		(主なもの) ・食料品 77.5億ポンド(13,950億円) ・居住用建物の建築 24.5億ポンド(4,410億円) ・国内旅客運送 17億ポンド(3,060億円)	
非課税	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	減収額（推計） 71.5億ポンド(12,870億円)	27%
		(主なもの) ・居住用建物の賃貸 25.5億ポンド(4,590億円) ・商業用土地・建物の賃貸 16億ポンド(2,880億円)	

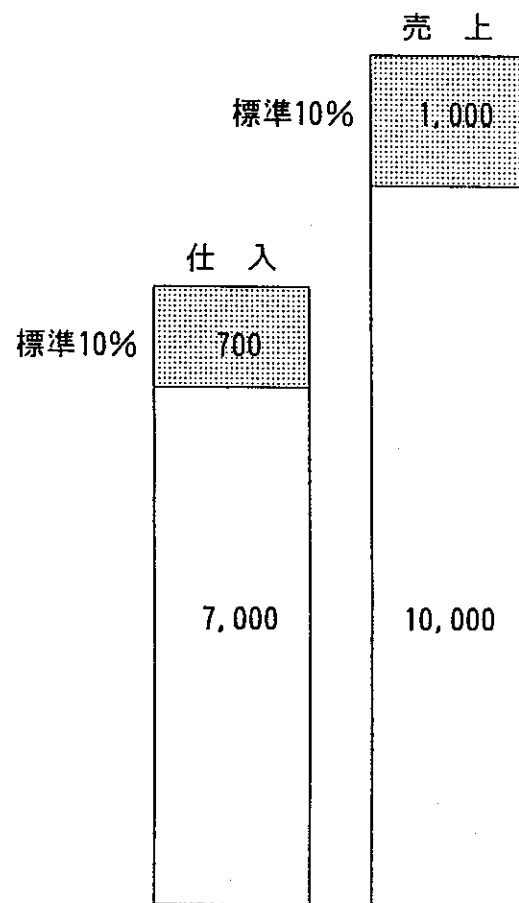
(出典) HM Customs&Excise, Annual Report 1998-1999

(注) 1. 付加価値税収(1998年度)は、523億ポンド(94,140億円)である。

2. 1ポンド=180円(2000年上半期)

複数税率の場合における還付問題 [前提：仕入率が70%の場合]

○ 単一税率の場合

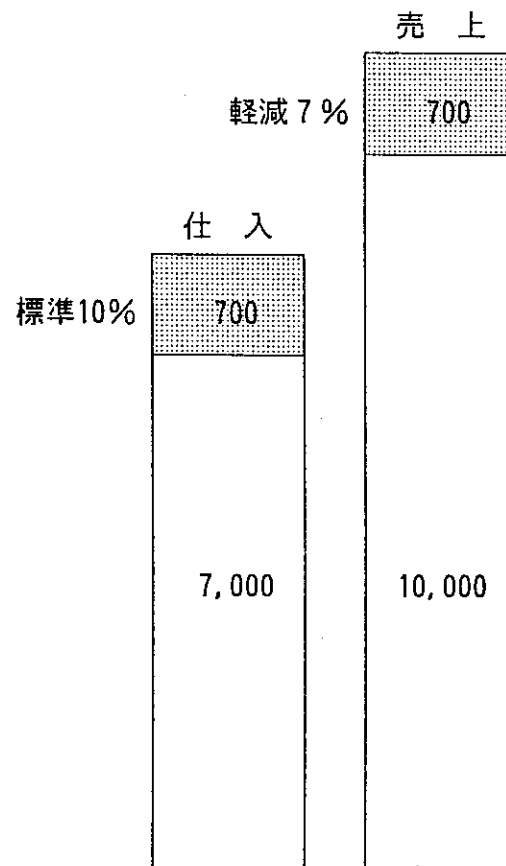


$$\text{納付税額} = 1,000 - 700 = 300$$

○ 複数税率の場合

$$\frac{(\text{売上}) \text{ 軽減税率}}{(\text{仕入}) \text{ 標準税率}} \geq 70\% \text{ の場合}$$

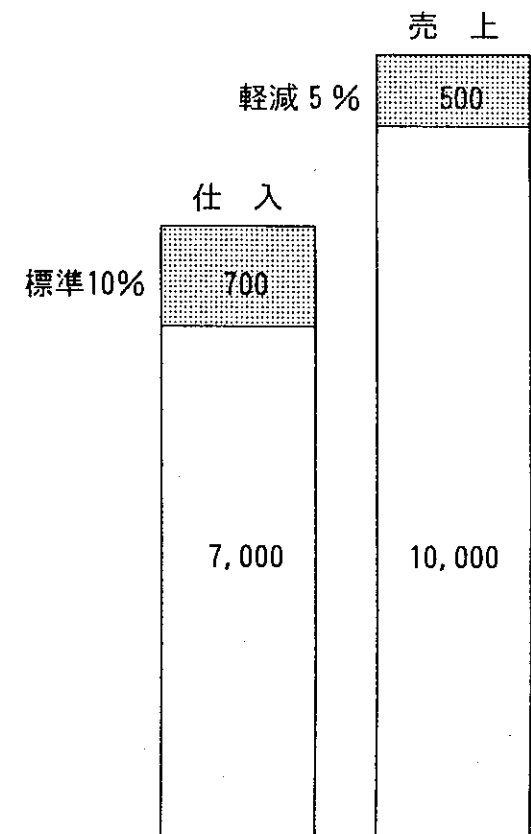
【還付は生じない】



$$\text{納付税額} = 700 - 700 = 0$$

$$\frac{(\text{売上}) \text{ 軽減税率}}{(\text{仕入}) \text{ 標準税率}} < 70\% \text{ の場合}$$

【還付が恒常化する】



$$\text{納付税額} = 500 - 700 = \Delta 200$$

消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税においては、税の累積を排除する観点から前段階税額控除方式が採用されており、納付税額は、その課税期間の売上税額から仕入税額を控除して計算した金額となるが、この仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除することとされている。具体的には、以下のように計算する。

- (1) 課税売上割合が95%以上の場合 —— 課税仕入れ等の税額を全額控除

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ（税抜）}}{\text{課税売上げ（税抜）} + \text{非課税売上げ}}$$

- (2) 課税売上割合が95%未満の場合 —— 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通 して要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額	控除できない消費税額	

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

(参考) 通常の事業者に一般的に発生する非課税売上

- ・ 預貯金利子
- ・ 有価証券の譲渡

[フランス] 各国の請求書等の例

[ドイツ]

FRANCE SA
PARIS
Attn: Monsieur
Paris, le 11 mars 1999
FACTURE N°

VATコード

GmbH
Düsseldorf
Düsseldorf

Düsseldorf
Tel.
Fax
UST-Id Nr.

Quantité	Article	Prix Unitaire	Montant HT	Taux Remise	Code TVA
	Commande N° 99080066 pour votre réception du 03/03/1999				
5	Coffret chocolats 250 gr	63.60	318.00	5.00	2
5	Coffret chocolats 375 gr	95.95	479.75	5.00	2
4	Coffret chocolats 500 gr	128.30	384.90	5.00	2
70	Boîte de 36 dominos chocolat	47.45	3 321.50	5.00	2
70	Boîte de 36 dominos au lait	47.45	3 321.50	5.00	2
12	Boîte "PARIS" pomme de crêpes dentelle 200g	67.80	813.60	5.00	1
96	Set de 2 X 25 grs de thé breakfast pomme	23.40	2 246.40	5.00	1
42	Boîte 1.5l Oney boîte de 25 g	11.10	466.20	5.00	1
42	Boîte N° 10 25g	11.70	491.40	5.00	1
42	Boîte Danesling boîte de 25 g	11.70	491.40	5.00	1
40	Sac de café moulu de l'air Arabica 250g	29.20	1 168.00	5.00	1
10	Boîte de présentation 1 litre-pot (le coin)	132.00	1 320.00		2
1050	Sac en papier 11 200*260*120	0.05		Offert	
1	Frais de livraison PARIS	100.00		Offert	

標準税率 (20.6%) コード番号

Rechnung 04

Datum 06.04.1998

軽減税率 (5.5%) コード番号

Endabrechnung

Zählerstand per 16.02.1998 10240
Zählerstand per 06.04.1998 10683

Anzahl Kopien 443 x DM 0,25

DM 110,75

Valeur en Euro: 2476,92 Euros
Chaque Euro Euro: 6,22937 F

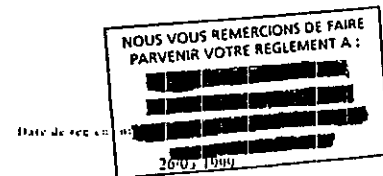
Tva 1: 5.50 % - Base HT: 5393.15 F 296.62 FF ← 5.5% (軽減) 適用の税額
Tva 2: 20.60 % - Base HT: 8754.35 F 1 803.40 FF ← 20.6% (標準) 適用の税額
Net à Payer 16 247.52 FF

Façon à joindre à votre règlement

Facture N°
Compte N°
FRANCE SA

Date Facture: 11.03.1999

Net à Payer: 16247.52 FF



MAISON DE GASTRONOMIE FONDÉE EN 1862
100 RUE SAINT-GEORGES
75002 PARIS

16 % MWST.

Zahlbar netto bei Rechnungserhalt Rechnungsbetrag DM

Eigentumsvorbehalt bis zur vollständigen Bezahlung
Reklamationen schriftlich sofort, spätestens 3 Tage nach Erhalt der Ware

DM 110,75

DM 17,72

DM 128,47

Geschäftsführer:
[Signature]

Bankverbindung:
[Bank Details]

[イギリス]

A FULL TAX INVOICE

ANY TRADER LTD

Any Street, Any Town
VAT No 987 6543 21

To: N. Obody, 222 The High Street
London NE7 4PT

Sales Invoice No 174

Date 18/04/97

Tax Point 18/04/97

Quantity	Description and Price	£ Net of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Radios, SW15 @ £25.20	151.20		
4	Record Players @ £23.60	94.40		
6	Lamps, T77 @ £15.50	93.00	17.5	56.29*
		338.60		
	Delivery (Strictly Net)	9.00	17.5	1.57

Total (Net) 347.60 Total VAT 57.86

Terms: Cash discount
of 5% if paid within
30 days

VAT 57.86

TOTAL £405.46

*£56.29 is not 17.5% of £338.60. This is due to the 5% cash discount offered. This type of discount must be made available to all your customers, not just trade; and not be conditional upon future sales/purchases. If such an offer is made, you need only account for the VAT on the discounted amount, irrespective of whether your customer takes up the discount or not. In this instance the discount is 5%, therefore the VAT is calculated as £338.60 x 95% x 17.5% = £56.29.

[日 本]

請 求 書 11 年 10 月 25 日 No. A-3581

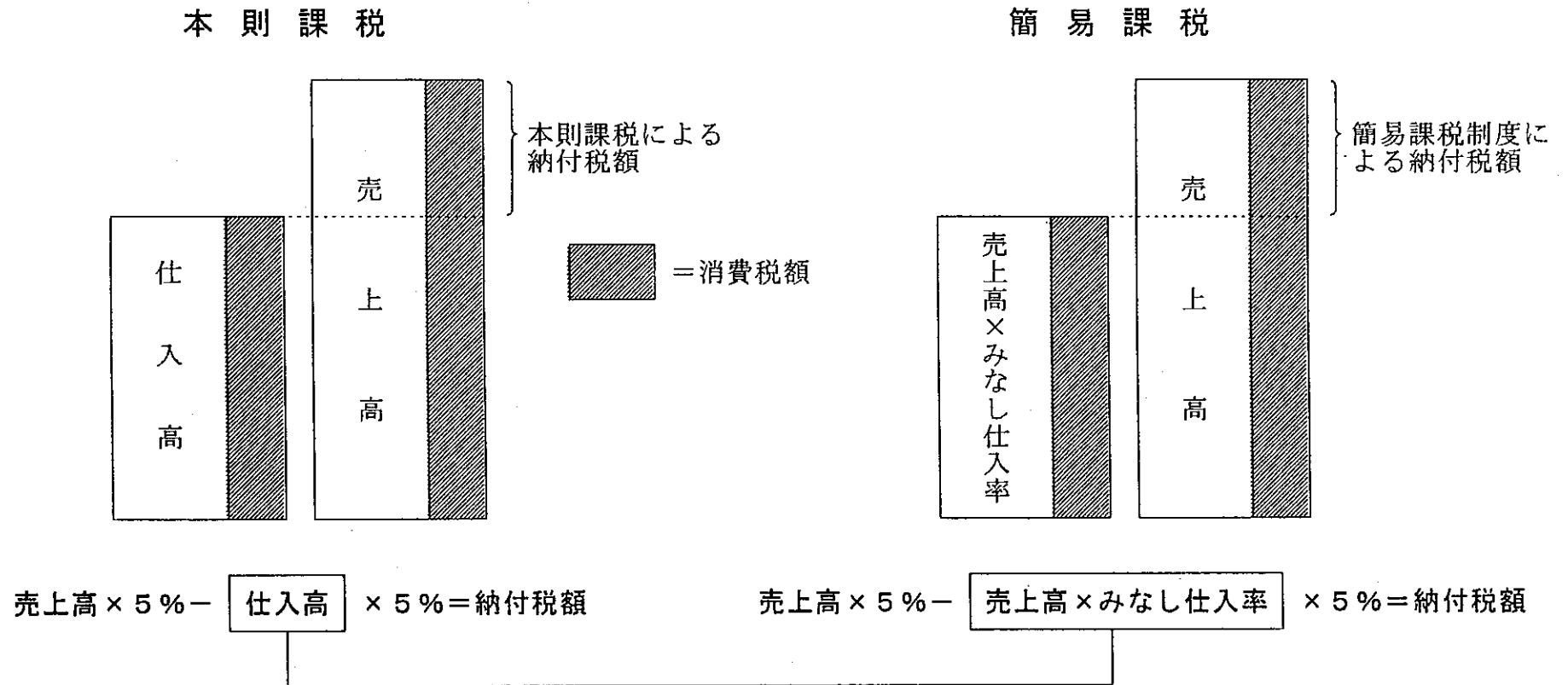
株式会社〇〇商事 様

株式会社△△商事
秋田県秋田市関3-1-1

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		税率		消費税額等	
¥ 1,050,000-		5 %		50,000	
月 日	品 名	数 量	単 価	金 額 (税別・税込)	摘要
10/7	1 パソコン	5	180,000	900,000	
18	2 CDプレーヤー	8	5,000	40,000	
20	3 プリンター	3	20,000	60,000	
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
合 計				1,000,000	

簡易課税制度について

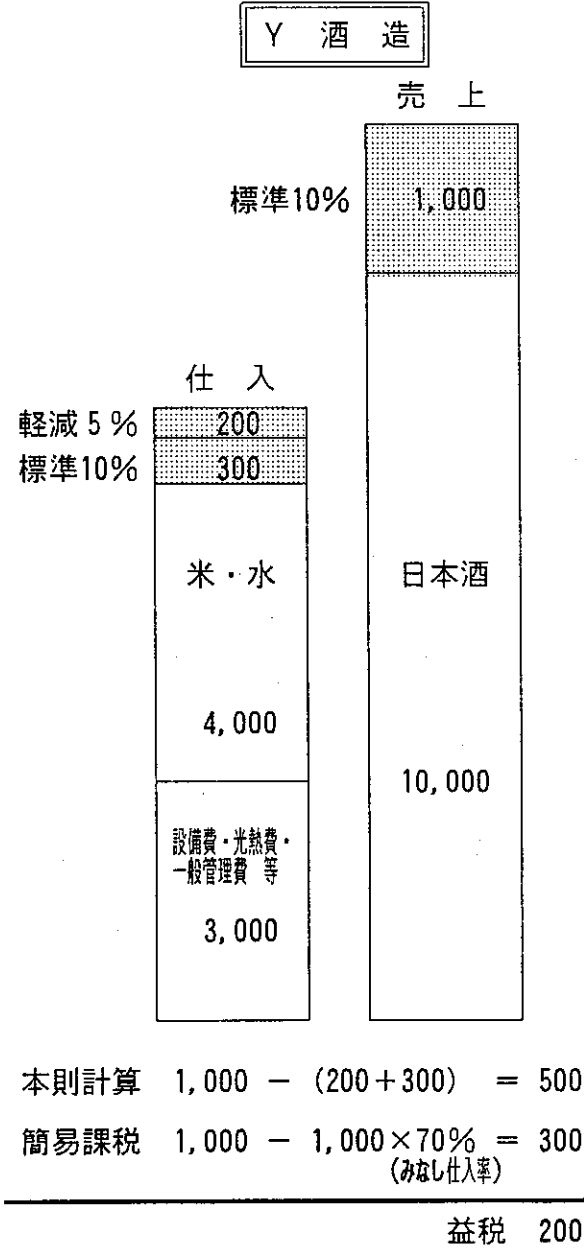
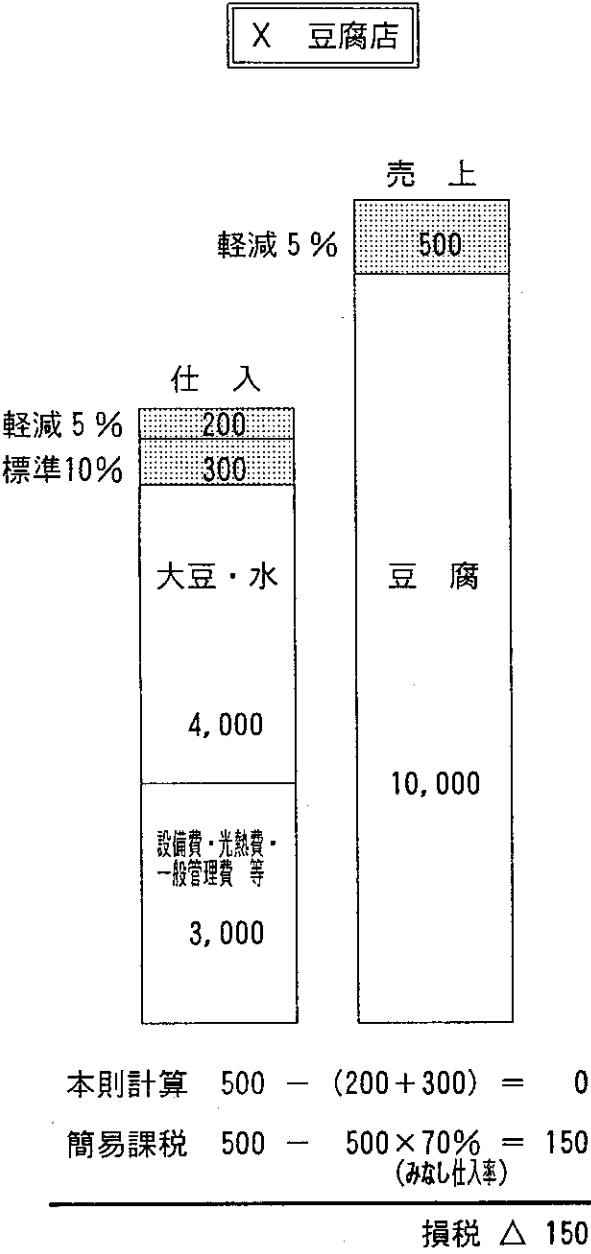


- 簡易課税制度＝売上高だけから納付税額を計算する制度
- みなし仕入率＝事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

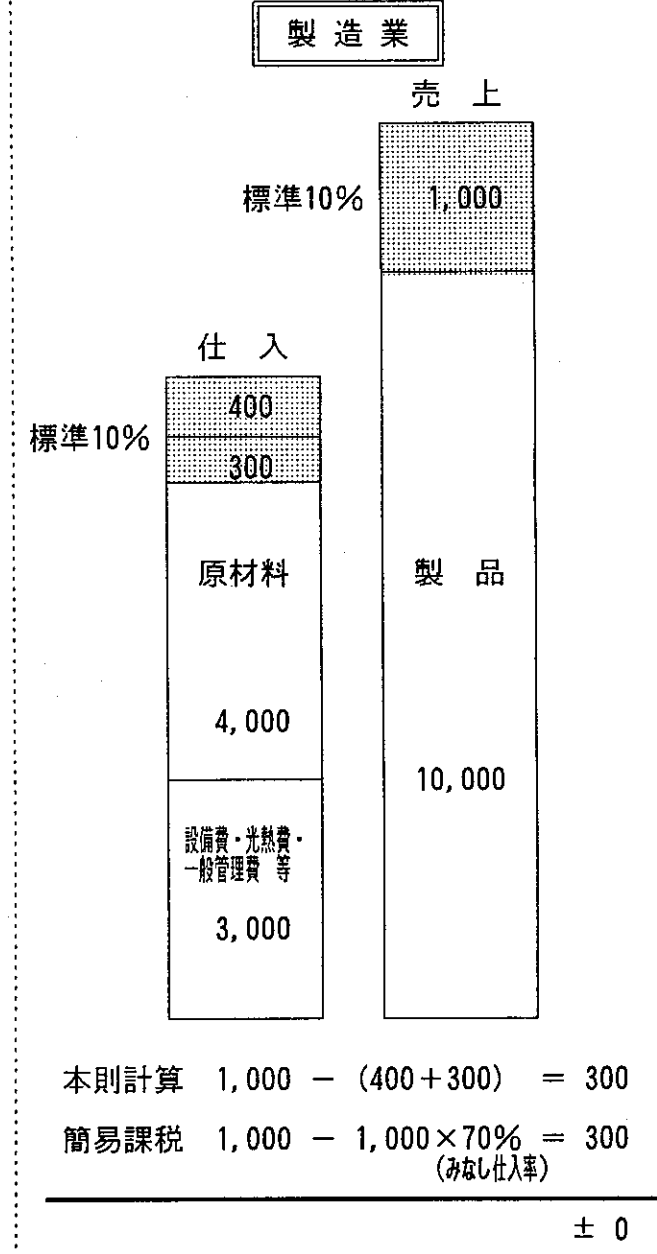
卸 売 業	小 売 業	製 造 業 等	サービス業等	そ の 他 事 業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

◎ 複数税率の場合における簡易課税制度の問題点

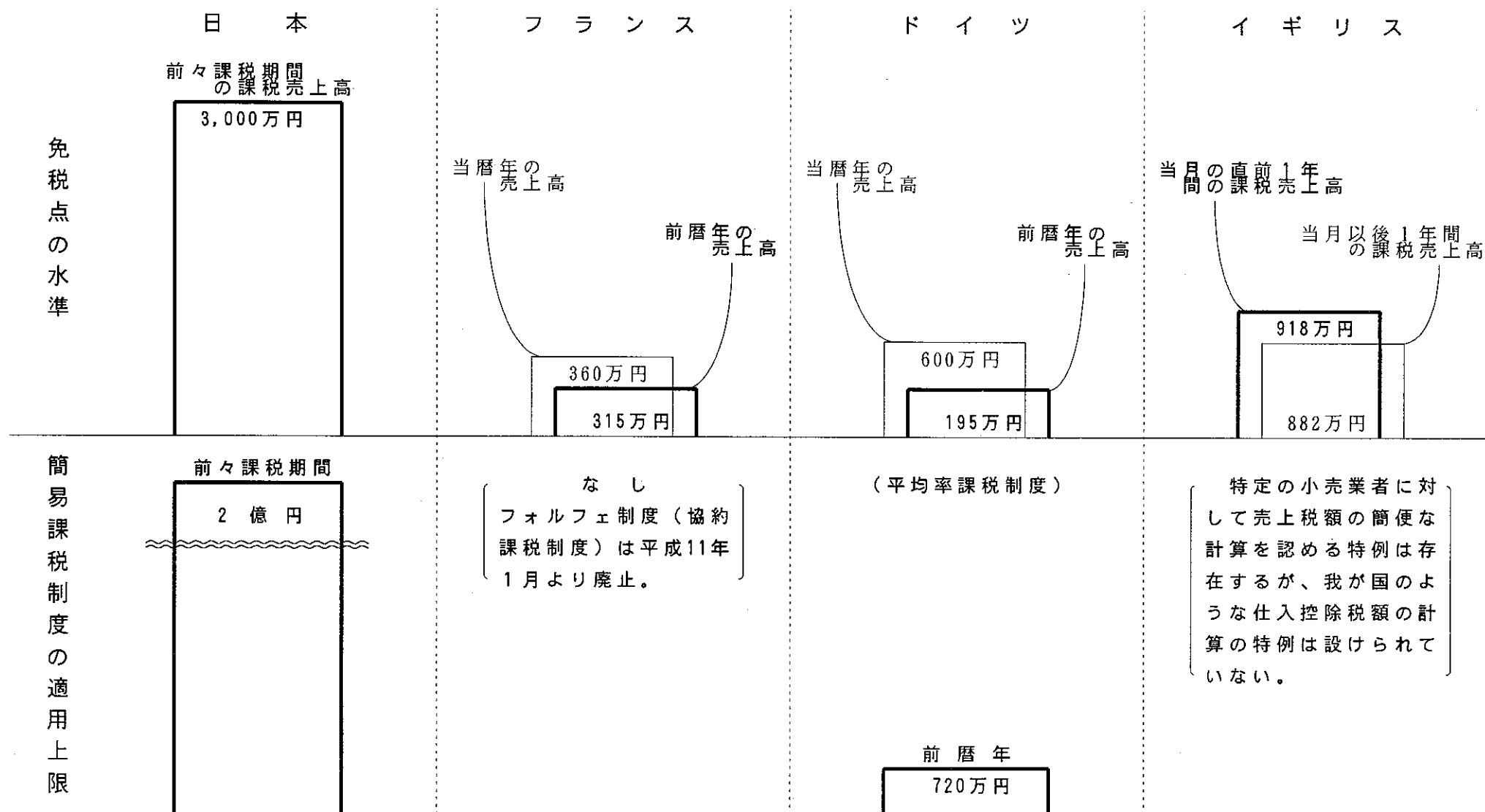


【参考】《10%の単一税率の場合》



主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要

(2000年1月現在)



- (備考) 1. フランス及びドイツの免税点制度は、前暦年及び当暦年の年間売上高の要件をいずれも満たしている場合に適用。ただし、フランスでは物品販売・宿泊施設業の場合、年間売上高が前暦年 900万円かつ、当暦年 990万円以下の場合に適用。
2. イギリスの免税点制度は、当月の直前1年間と当月以後1年間の課税売上高の要件のいずれかを満たしていれば適用。ただし、当該課税年度中のいずれか30日間の課税売上高が918万円を超えた場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。
3. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。1フラン=18円、1マルク=60円、1ポンド=180円

ドイツの平均率課税

制度の概要

記帳能力に乏しい小規模事業者で、特定の事業を営む事業者に対して、課税売上額を基礎に平均率により仕入控除税額を概算的に算出する制度。

① 適用対象者

記帳能力に乏しく、前歴年における特定の事業部門（平均率が設定されている事業）の範囲内で国内で行った課税取引の総額が120,000マルク（720万円）を超えない事業者

② みなし仕入税額の計算

適用対象事業の課税売上額×平均率

平均率（別紙）は、該当する業種ごとに適用する。

③ 適用手続

申請による。

撤回も申請によるが、撤回後5年間は、再び平均率による課税を受けることができない。

(各業種の平均率)

業 種	平均率	業 種	平均率	業 種	平均率	業 種	平均率
1. 手工業	%	自動車修理業	8.5	野菜、果物小売業	6.3	飲食店、レストラン業	8.3
製パン業	5.2	鋳前製造及び溶接業	7.4	塗装用具小売業	10.5	建物及び窓清掃業	1.5
建築家具製造業	8.4	洋裁業	5.6	牛乳、乳製品小売業	6.3	自動車を用いた旅客運送業	5.6
かじ屋業	7.0	靴製造業	6.1	食品、嗜好品小売業	8.1	クリーニング業	6.1
製本業	4.9	石材加工業	7.9	衣服小売業	11.5		
印刷業	6.0	しっくい業者	4.1	健康増進食品小売業	8.2	4. 自由業	
電気設備業	8.5	家内紡績業	1.9	靴、履物小売業	11.1	(a)彫刻家	6.6
タイル張り業	8.1	大工業	7.6	菓子小売業	6.4	(b)版画家	4.9
整髪業	4.2			織物小売業	11.5	(c)画家	4.9
造園業	5.6	2. 小売業		動物、飼育用品小売業	8.6	演劇、映画、ラジオ番組、テレビ番組に関する自由業	3.4
ガラス製品業	8.6	草花・草木小売業	5.5	雑誌、新聞小売業	6.2	学術業	2.7
建築業	5.9	燃料小売業	11.7	猛獣、鳥類小売業	6.3	ジャーナリスト業	4.5
工務業・ガス及び水道敷設業	7.9	薬小売業	10.2			著述業	2.4
塗装業、経師業	3.5	電気製品、照明器具、ラジオ、テレビ小売業	11.0	3. その他の営業			
クッション張り業及び室内装飾業	8.9	自転車、バイク小売業	11.4	アイスクリームパーラー業	5.6		
婦人帽製造業	11.4	魚、魚製品小売業	6.4	下宿業	6.3		

限界控除制度について

【限界控除制度】

⇒その課税期間の課税売上高が 5,000万円未満
の事業者に適用

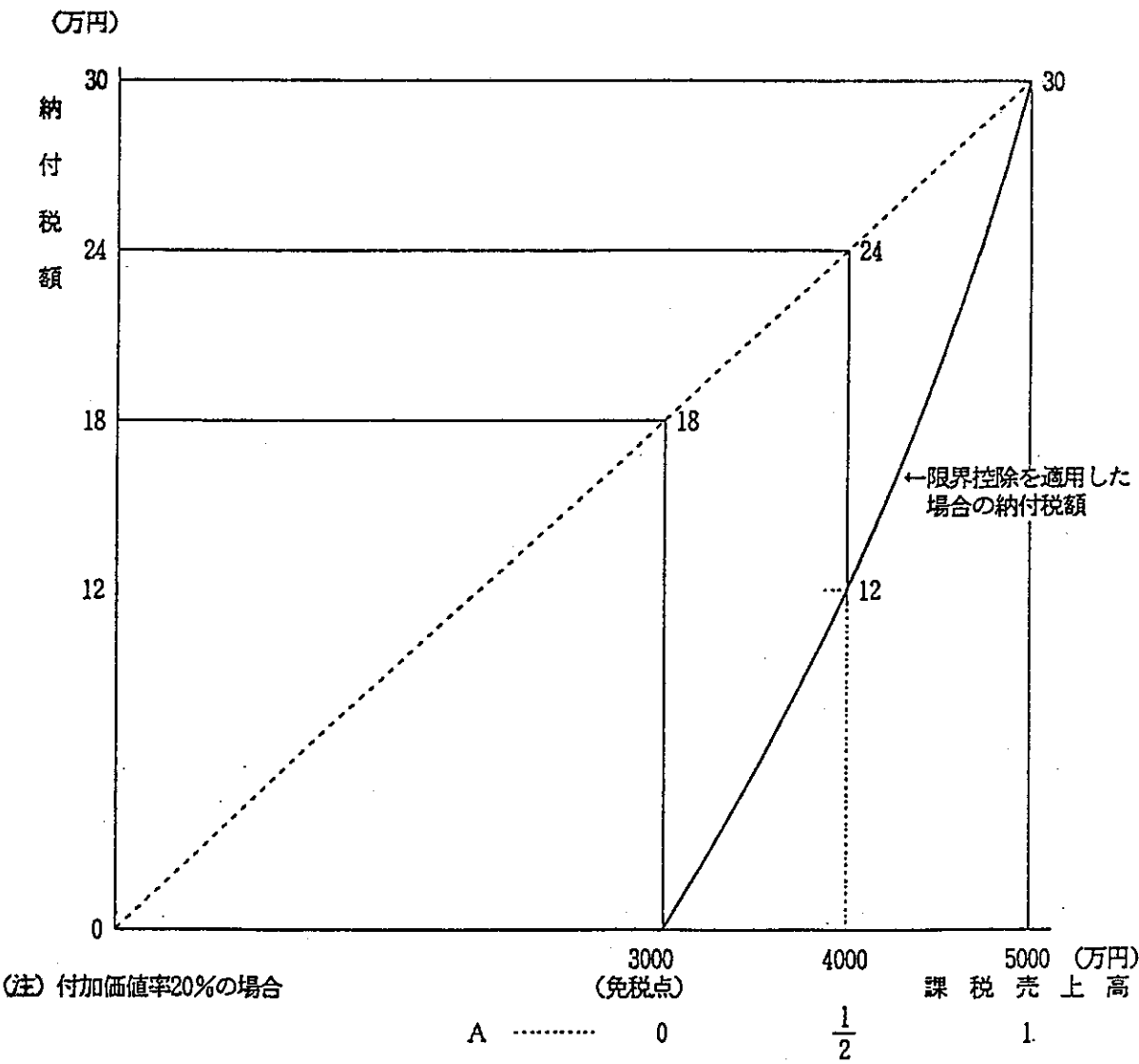
・納付税額

$$= \frac{\text{売上に係る税額}}{\text{仕入に係る税額}} - \text{限界控除税額}$$

・限界控除税額

$$= \text{本制度がない場合の納付すべき税額} \times \frac{5,000\text{万円} - \text{課税売上高}}{2,000\text{万円}}$$

(注) 課税売上高が 3,000万円に満たない場合
には、3,000万円として計算する。



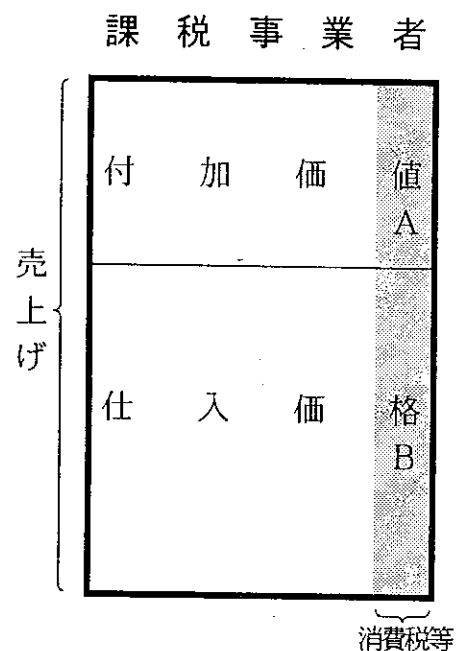
主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要

(2000年1月現在)

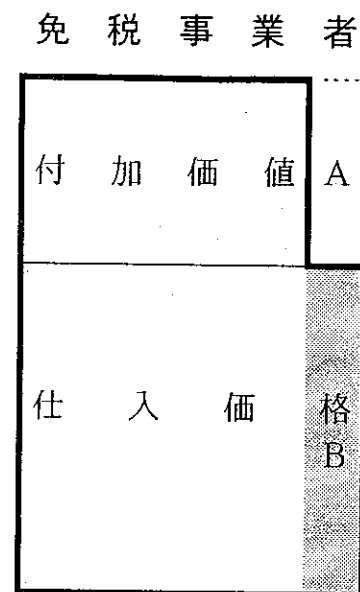
国 名	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
課税期間	1年 〔個人事業者：暦年〕 〔法人：事業年度〕 (特例) 選択により3か月とすることができる。	1か月	1年 ただし、原則として1か月ごとに予定申告納付を行う。	3か月 (特例) 選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。
中間申告	① 確定申告 課税期間終了後2か月以内 (特例) 個人事業者は翌年3月31日(租特法) ② 中間申告 前課税期間の年税額が400万円超の場合には年3回(48万円超の場合には年1回)の中間申告を中間申告対象期間終了後2か月以内に行う。	① 確定申告 申告納付の時期は、翌月15日から24日までの間で、個人事業者は頭文字、法人は会社の種類等により分類して定められている。 ② 特例 ・ 年間売上高が一定額〔物品販売・宿泊施設業は500万フラン(9,000万円)その他は150万フラン(2,700万円)〕以下の者は予定納税制度が適用され、4月、7月、10月、12月に前年の支払税額の4分の1(12月は5分の1)の額の予納を行い、年1回確定申告を行うことができる。 ・ 年税額が12,000フラン(21.6万円)未満の者は、3か月ごとに申告納付を行うことができる。	① 確定申告 課税期間(暦年)終了後の5月31日までに確定申告する。 納期限は申告から1か月以内。 ② 予定申告 予定申告期間(各暦月)終了後10日以内に当該予定申告期間の発生税額を申告納付する。 (特例) ・ 前暦年の税額が12,000マルク(72万円)以下の者は3か月ごとに予定申告納付を行うことができる。 ・ 前暦年の税額が1,000マルク(6万円)以下の者は予定申告納付が免除される。 ・ 前暦年の予納額の1/11を特別予納することにより予納期限を1か月延長することができる。	① 確定申告 課税期間終了後1か月以内に申告・納付 ② 特例 ・ 課税年度1年間の課税売上高が30万ポンド(5,400万円)以下の者は1か月又は3か月ごとに予定申告を行い確定申告を年1回とすることができる。 ・ 基準期間(前々課税年度の第3四半期から前課税年度の第2四半期までの1年間)の納付税額が200万ポンド(3.6億円)以上の者は、その基準期間の1/24を、当該課税年度中の各月終了後に納付する義務を負う。税額の調整は3か月ごとの確定申告時に行う。

(注) イギリスにおいては、原則として、申告納付が特定の月に集中しないよう課税当局が各事業者に対し、課税期間の始期(4、5、6月の3種類)を指定しており、「課税年度」とはその始期から1年間の期間を言う。
(備考) 邦貨換算には次の換算式を用いた。1フラン=18円、1マルク=60円、1ポンド=180円

消費税の転嫁のあり方について



- 消費税の課税事業者は、仕入価格の一部としてBを負担しており、 $A+B$ を販売価格に織り込むことによって販売先に転嫁し、差額のAを納税する。



- 免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格の一部としてBを負担しているので、Bのみを販売価格に織り込むことによって販売先に転嫁する必要がある。
(免税事業者がBを超えてAの全部又は一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)

消費税率の引上げに伴う転嫁状況

(単位：％)

区 分		調 査 時 点	消 費 税 率 引 上 げ 分 を			分からない
			全 て 転 嫁	ほ ぼ 転 嫁 (殆ど転嫁)	転 嫁 せ ず	
製 造 業 者		平9. 4	95. 1	2. 4	2. 3	0. 2
		10. 3	97. 3	1. 1	1. 6	0. 0
卸 売 業 者		9. 4	92. 2	5. 2	2. 1	0. 5
		10. 3	94. 3	4. 7	0. 8	0. 2
小 売 業 者	全 体	9. 4	63. 3	21. 1	12. 4	3. 2
		10. 3	66. 2	20. 6	10. 7	2. 5
	2 億 円 超 の 事 業 者	9. 4	84. 0	8. 3	4. 5	3. 2
		10. 3	87. 3	6. 7	2. 9	3. 2
	2 億円以下3千万円超の 事 業 者	9. 4	60. 6	28. 4	8. 3	2. 7
		10. 3	61. 9	29. 0	7. 5	1. 6
	3 千万円以下の事業者	9. 4	29. 2	34. 0	33. 0	3. 8
		10. 3	36. 5	32. 8	28. 3	2. 4
サ ー ビ ス 業 者	全 体	9. 4	56. 0	13. 4	28. 4	2. 2
		10. 1	58. 9	10. 8	29. 5	0. 8
	2 億 円 超 の 事 業 者	9. 4	63. 4	11. 8	23. 0	1. 9
		10. 1	64. 2	9. 3	25. 2	1. 3
	2 億円以下3千万円超の 事 業 者	9. 4	49. 3	17. 8	31. 5	1. 4
		10. 1	55. 9	13. 6	30. 5	0. 0
	3 千万円以下の事業者	9. 4	35. 3	11. 8	47. 1	5. 9
		10. 1	38. 7	12. 9	48. 4	0. 0

(備考) 通商産業省「新消費税関連価格情報ネットワーク調査結果(平成10年7月)」によるものであり、消費税率引上げ分(2%)の転嫁状況を調査したもの。

改正消費税等の円滑な実施のための対策（抄）

（平成 9 年 1 月 2 1 日 税制改革実施円滑化推進本部）

- 1 . 国民（消費者・産業界）に対する広報・要請等
- 2 . 便乗値上げ防止等
- 3 . 消費者・事業者からの問い合わせ・相談等に対する体制の整備等
- 4 . 政府調達、公共料金等における転嫁
- 5 . 地方公共団体に対しては、地方消費税の課税主体として、上記の趣旨に沿った諸施策を積極的に推進するよう要請
- 6 . 政府関係機関に対して、上記の諸施策についての協力要請

消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方（抜粋）

（平成 8 年 12 月 25 日 公正取引委員会）

第 4 消費税率の引上げに伴う表示に関する景品表示法の考え方

消費税率の引上げに伴い、消費税等の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、その転嫁等に関する表示が適正に行われる必要があります。「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」は、虚偽・誇大表示など一般消費者を誤認させ、不当に顧客を誘引する表示を規制しています（同法第 4 条）。このため、同法の規定に照らして問題となるおそれのある表示を例示し、消費税率の引上げに伴う表示の適正化を図ることとします。

（注）この項において表示とは、例えば、値札、ラベル、店頭表示、ビラ、チラシ、パンフレット、新聞、雑誌、放送による広告その他をいいます。

消費税等は、消費一般に広く負担を求めるという性格のものであり、事業者は、消費税等を円滑かつ適正に転嫁するものとされ（「税制改革法」）、必要と認めるときには、消費者にその取引に課せられる消費税等の額が明らかとなる措置を講ずるものとされています。

したがって、消費税等を転嫁しない等の表示を行うことは、これが明らかに事実と反する場合はもちろんのこと、事業者の販売価格又は料金（販売価格等）に消費税等が実際に転嫁されているかどうかあいまいなままに、これをことさら強調する場合には、一般消費者にその販売価格等が他に比べ著しく有利であるとの誤認を生じるおそれがあります。

したがって、次のような表示は、景品表示法上問題となるおそれがあります。

1 消費税等を事業者が負担している旨を、その根拠があいまいなままにことさら強調することにより、その販売価格が他に比べ有利であるかのような表示

（例）

- ① 消費税及び地方消費税は転嫁していません。消費税及び地方消費税は一部の商品しか転嫁していません。消費税及び地方消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。
- ② 当商店街は、消費税及び地方消費税を転嫁しません。
- ③ 消費税及び地方消費税はおまけしています。消費税及び地方消費税はサービスしています。
- ④ 消費税は据え置いています。
- ⑤ 消費税は引き上げずに、当店が負担しています。
- ⑥ 消費税は 3 % 分しかいただきません。

価格表示方式の諸類型

○ 10,000円

(店内等に「別途消費税等(5%)をいただきます」等の表示)

○ 10,000円(+消費税等500円)

10,000円(税込10,500円)

○ 10,500円(うち消費税等500円)

10,500円(本体価格10,000円)

10,500円(本体価格10,000円、消費税等500円)

10,500円(税込)

○ 10,500円

(店内等に「当店の価格には消費税等(5%)が含まれています」等の表示)

総額表示方式